

景観資源における分類と選定プロセスの実態と課題に関する研究

- 東京都23区を対象として -

A study on actual condition and issues of landscape resources based on classification and selection procedures

-Case study of the Tokyo 23 wards-

杉井信介*・室田昌子**

Shinsuke Sugii*・Masako Murota**

The purpose of this study is to clarify the feature of local landscape resources based on landscape regulations in Tokyo 23 wards, focusing on concept which based on landscape regal systems and relation of process. First of all, we divided the landscape resources into two types which are tangible-type and intangible-type. The intangible-type includes festivals and activities etc. As a result, the percentage of tangible-type shows about 89% of the total. On the other hand, the percentage of intangible-type shows about 10% of the total and this fact shows that intangible-type generally are not valued as the composition of landscape resources. And administrative support systems intend for a tangible-type. It is necessary for landscape resources to select and assess for varying viewpoints.

Keywords: landscape resources, landscape regal system, process, support system, Tokyo
 景観資源, 景観条例, 選定プロセス, 支援策, 東京

1. 研究の背景と目的

近年、地域の個性や歴史を重視し、郷土意識をはぐくむ地域づくりが進んでおり、景観まちづくりにおいても地域における潤いや個性が重視され、地域の人々にとって大切な、地域らしい景観を守る活動が各地で進みつつある。

地域の身近な景観資源を定めて保全し活用するという動きも、各地で活発化している。これらの活動は、行政などが関わって、景観資源とは何かについてそのコンセプトを明らかにし、その上で、一定のプロセスを経て景観資源を指定し、保全や活用に関与するための活動を行うものと言える。しかし、景観資源にはどのようなものがあるのか、また、それはどのようなプロセスで定められているのか、定めた景観資源をどのように保全活用するのかなど、不明確な部分も多い。景観資源は地域資源の一つと考えられるが、地域らしさを保全していく為には、建築物等のハード面だけでなく人々の生活風景や祭りなどソフト面も含めて景観として幅広く捉え保全していく事が重要であると考えられる。また、指定プロセスについても、住民にとっての大切さや郷土意識が反映されることが重要と考え、さらに、指定後の資源の管理方法も重要である。

そこで、本研究では行政が取り組む景観資源の保全について、そのコンセプトを把握し、定められた景観資源を分類調査して景観資源の対象を把握するとともに、選定主体や選定方法との関係、選定後の支援策等を把握し、地域特有の景観資源の保全の課題に関する考察を行う。

既往研究では、荻・藤田¹⁾により景観表彰制度における市民参加の実態、景観意識等に関する研究、神原らに^{2), 3)}による景観条例に基づく景観整備に関する研究、小浦⁴⁾による文化的景観の景観計画活用による保全に関する研究などはあるが、ソフト面の景観に着目したものや分類による景

観構成要素の把握や選定方法との関係性、選定後の景観の支援策に着目したものは見あたらない。

2. 研究対象と研究方法

(1) 研究対象地域と研究対象資源について

東京都は、江戸時代から城下町として栄え、門などの歴史的なものから、下町文化、高級住宅、オフィスなど多くの景観資源を含んでいる一方、人口増加に伴う大規模再開発等で、こういった地域を感じ取れる資源がもっとも失われてしまっている場所でもある。

表 - 1, 研究対象区の景観資源に関する制度一覧表

区名	景観資源名	基づく制度・条例	制定年度※
北	景観百選	北区都市景観づくり条例 第25条	平成10年
	景観賞	北区都市景観づくり条例 第24条	平成14年
江東	まちなみ景観賞	江東区景観条例 第23条	平成2年
	都市景観重要建造物	江東区景観条例 第22条	平成16年
新宿	景観まちづくりガイドブック	新宿区景観まちづくり条例 第9条 景観形成ガイドライン →景観まちづくりガイドブック	平成21年
杉並	「まち」デザイン賞	杉並区景観条例 第27条	平成元年
世田谷	地域風景資産	世田谷区風景づくり条例 第13条 第1項	平成14年
	せたがや百景	世田谷区基本計画 都市美啓発事業	昭和59年
台東	思い出の景観30選	台東区景観まちづくり条例 第23条	平成15年
	地域景観資源リスト	台東区景観まちづくり条例 第24条	平成7年
千代田	景観まちづくり重要物件	千代田区景観まちづくり条例 第23条	平成15年
豊島	アメニティ資源マップ	豊島区アメニティ形成条例 第9条 特別推進地区 →アメニティ形成ガイドライン	平成8年
	美しい街並みづくり賞	豊島区アメニティ形成条例 第10条	平成20年
	美しい街並みフォト賞	豊島区アメニティ形成条例 第10条	平成21年
文京	都市景観賞	文京区景観条例 第20条	平成13年

※複数回開催されているものはその初年度を記す

※ 学生会員 東京都市大学大学院環境情報学研究科環境情報学専攻(Tokyo City University)

※※ 正会員 東京都市大学大学院環境情報学研究科環境情報学専攻(Tokyo City University)

そこで本研究では、東京都 23 区内に着目し、23 区内において、景観条例・ガイドライン等に基づく地域の優れた景観を形成する建築物や活動等を表彰する制度を有している(平成 22 年 3 月時点)9 区を研究対象区とした。この表彰制度に基づいて特定の景観として選定された対象資源を本研究では「景観資源」として取り上げることとした(表 - 1)。

また、まちなみ景観賞(江東区)、せたがや百景、地域景観資源リスト(台東区)、アメニティ資源マップ(豊島区)は、制定年度が 15 年以上も前のものであるため、制度的に古く、また不明確な点も存在するため、分析を行う際は他の資源と分けて考えることとした。

(2) 研究方法

本研究では、研究対象区における対象資源選定時に区が発行した冊子、ポスター、ホームページ等の参照、各区担当者へのインタビュー調査を実施し、平成 22 年 3 月時点の対象資源のデータを収集し、収集したデータを基に、対象資源の分類及び選定方法などを調査した。

同時に研究対象区における景観条例、ガイドライン等の景観に関する制度、または、まちづくり条例等の、景観資源保全の為に支援をし得る制度を読み解き、どのような支援制度があるのか分析した。

(3) 各区の景観資源のコンセプト

表 - 2 は、各地域内の特定の景観に関する制度のコンセプトや景観要素、紹介方法等の概要をまとめたものである。

まず、景観資源のコンセプトにどのような要素が含まれているのか分析を行った。

本研究では、緑や建築物など、地面に固定され物的に存在しているものを「有形型」とし、それ以外のもの、すなわち、祭りや地域活動など、人々の賑わいや活動などが景観として捉えられているものを「無形型」と定義した。なお、

表 - 2、各地域内の特定の景観に関する制度の概要

区名	景観資源名	景観資源のコンセプト	位置づけられている景観要素 (「-」は該当無し不明確)		景観資源の紹介方法		資源数
			有形	無形	写真の有無	説明文の有無	
北	景観百選	区民の皆さんが愛着をもち、大切にしている景観	-	-	○	○	100
	景観賞	良好な都市景観づくりに寄与する建築物等	○	-	○	○	7
江東	まちなみ景観賞	まちをひきたてる魅力ある建物やその周辺、地域活動など	○	○	×	×	32
	都市景観重要建築物	景観づくりに関する重要な価値のある建築物や工作物	○	-	○	○	4
新宿	景観まちづくりガイドブック	様々な地形で育まれた歴史や伝統に加え、そこに住む人々の営みが築き上げるもの	○	○	○	×	520
杉並	「まち」デザイン賞	魅力的なまちづくりに貢献している建物・地域活動など	○	○	○	○	50
世田谷	地域風景資産	地域で大切にしたい風景	○	○	○	○	65
	せたがや百景	世田谷に住む人々にとって大切な風景、好ましい風景	-	-	×	×	100
台東	思い出の景観30選	心に残る思い出の景観	-	-	○	×	30
	地域景観資源リスト	台東区の景観の特徴をかたちづけているもの	-	-	×	×	417
千代田	景観まちづくり重要物件	区民の皆様が親しまれ、区内に残る歴史的な価値のある建築物等	○	-	○	×	64
豊島	アメニティ資源リスト	うるおいある緑や街並みなどの物質的要素、寺社の祭り、野外彫刻展、コミュニケーション活動など住み心地の良さにぎわいなどの要素	○	○	×	×	181
	美しい街並みづくり賞	美しい街並み形成に寄与している、団体、建物、工作物、花やみどりなど	○	○	○	×	12
	美しい街並みフォト賞	美しい街並み、魅力ある街並み発見	-	-	○	×	10
文京	都市景観賞	普段なにげなく歩いていて、いいなと思う場所や活動	○	○	○	○	25
選定された景観資源の合計数							1,617

「無形型」には、賑わいや活動が行われている空間とセットで捉えられているもの(例:A神社で行われる祭りBなど、詳細は3(1)参照)を含めることとし、従って、活動や賑わいなどの無形のもの、これら無形のものそれが行われる空間を合わせたものの2つのタイプがある。これらの定義から、コンセプト中に建築物や地域活動など有形型、又は無形型が具体的に表現されている場合、表 - 2 中の欄に示した。

また、コンセプトで風景や景観と定義づけられているものに関しては、その区の景観計画で定められる景観の定義を参照した。世田谷区は「風景とは、人々の営みが映し出されたものであり、そこでの営みの主体となる市民が理解し共有する事ができる一つの姿」と定義されており、地域風景資産の場合、商店街の賑わい、ふるさと感じる緑の風景などと例示されていたことから、有形型及び無形型含んでいると判断した。北区は「景観とは、区民の文化の表象であり、様々な景観要素が相対的に調和の中で存在する事であり、区民により創られる人間性豊かな都市空間のこと」と定義されていたが、有形型か無形型かについては判断が難しいとして、本研究では不明確とした。このような定義のない区に関しては、該当なし又は不明確とした。

結果、全体の7割近くに有形型、半数程度に無形型を含むコンセプトを掲げており、無形型は有形型に比べ少ないということが明らかとなった。

また、景観資源の例としては、歴史的建造物、ランドマークとなる建造物、地域の伝統行事、商店街の活気、公園など様々なタイプのものがある。

3. 景観資源の分類

(1) 分類方法

まず景観資源を、前述のように大きく「有形型」、「無形型」の2タイプに分けた。

まず有形型は自然、建築物等大きく 7 項目に分類し、さらに樹木やビルなど項目の細分化を行った。また眺望空間

とは、富士見坂から見る富士山のような特定の場所から対象物を眺めることで景観資源として捉えられたものとする。次に無形型は、伝統的な祭り・行事、新たに実施されて

表 - 3, 分類項目の詳細

	項目の種類	小分類	個数	※12		
				①	②	③
(I) 有形型	(1) 自然・緑・水関連施設	森林・畑	20	11	1	8
		樹木(高木)※2	25	16	1	8
		植込み(低木)※3	18	7	0	11
		山・丘・谷・崖・崖線	12	8	0	4
		河川・土手・水門・係留施設(マリナー・発着場)	10	7	0	3
		池・湧き水・井戸・ポンプ・貯水施設	7	3	1	3
	(2) 建築物・建造物・塔	ビル	48	25	10	13
		集合住宅	12	9	0	3
		戸建住宅	10	8	1	1
		工場・事務所・店舗・蔵	43	19	11	13
		神社・寺	86	45	11	30
		教会など宗教施設(寺、神社を除く)	12	9	0	3
		歴史的建造物(指定文化財・指定建造物)	43	3	13	27
		史跡・名所・塚・古墳・祠・地藏・名残	33	3	0	30
		小・中・高等学校・専門学校・大学	27	11	3	13
		博物館・美術館・図書館・動物園など文化施設	50	7	2	41
		駅舎など	21	2	2	17
		スポーツ・福祉・医療など公共・公益施設	20	9	1	10
		塔・煙突	7	4	0	3
		屋上緑化・壁面緑化・蔭	6	6	0	0
	(3) 道路	大通り(片側2車線以上)	25	6	0	19
		一般道路※4	20	3	0	17
		路地・狭い道※5	45	37	0	8
		橋	69	25	21	23
		交差点(立体交差を含む)	26	21	0	5
		坂道・階段	68	39	0	29
	(4) オープンスペース・ストリートファニチャー・外構	ポケットパーク・公園・緑地・庭園・植物園	194	80	2	112
		駅前・ロータリー	8	4	0	4
		建設予定地・空き地	5	5	0	0
		像・モニュメント	14	6	3	5
		生垣	5	4	0	1
		塀・石垣・壁・門	27	21	2	4
	(5) 有形+有形※1	建築物等※6と森林・樹木・植込み	22	6	5	11
		建築物等と建築物等※7	7	5	0	2
		建築物等と道路	13	6	2	5
		建築物等とOS・外構	17	8	3	6
		樹木と道路(並木道)	127	55	1	71
		その他の自然と道路※8	20	17	1	2
		森林・樹木・植込みとOS・外構	12	11	0	1
		河川とOS・外構	6	4	0	2
		道路とOS・外構	7	6	0	1
		その他(森林・樹木・植込みと河川・池など)	3	1	0	2
(6) 眺望空間	坂などから見る山・森林・樹木	8	7	1	0	
	坂などから見る建築物	17	17	0	0	
	坂などから見る複合空間※9	15	15	0	0	
	橋から見る河川・複合空間※9	14	10	0	4	
	その他(土手から見る崖線など)	4	3	0	1	
	複合空間(まちなみ・多種の複合、鉄道・路面電車等の走行)※9	140	81	4	55	
(II) 無形型	自然と伝統的な祭り・行事	3	0	1	2	
	建築物と伝統的な祭り・行事	51	5	4	42	
	道路(並木道含む)と伝統的な祭り・行事	5	1	0	4	
	道路とイベント※10	7	0	2	5	
	OSとイベント※10	6	1	1	4	
	道路と地域活動(美化・緑化など)	11	8	1	2	
	OSと地域活動(美化・緑化など)	4	2	1	1	
	商業集積空間(商店街、横丁、市場など)※11	76	36	4	36	
(III) その他	1	1	0	0		
(IV) 不明	5	0	0	5		
合計		1617	769	116	732	

注 (表-3)

- 1) 有形+有形型：表中(1)~(4)の項目が2つ組み合わせられて構成されるもの。
- 2) 樹木(高木)：比較的樹高の高いものでありかつ樹木単体を指す。
- 3) 植込み(低木)：比較的樹高の低いもの。プランターの植栽等を指す。
- 4) 一般道路：幅員が4m以上の道路。
- 5) 路地・狭い道：幅員4m未満の道路。
- 6) 建築物等：表中(2)の項目全てを指す。
- 7) 建築物等と建築物等：(2)の項目が2つ組み合わせられて構成されるもの。
- 8) その他の自然と道路：プランターが並ぶ坂道等を指す。
- 9) 複合空間：表中(1)~(4)の項目が3つ以上組み合わせられて構成されるもの。
- 10) イベント：伝統的なイベント以外のものを指す。例 区民まつり等
- 11) 商業集積空間：複合空間と人々の賑わい等とが組み合わせられて構成されるもの。
- 12) 本文中(2)分類手順の景観資源分類の判断過程(①、②、③)別の個数

いるイベント、地域活動の活動タイプと、それが実施されている神社等の建築物や公園等のオープンスペースなどの場所の組み合わせせよ項目を細分化した。この結果、有形 48 項目、無形 9 項目の計 57 項目に分類した。各分類項目の詳細と景観資源の該当件数をまとめたものが表 - 3 であり、合計 1617 の景観資源をこの分類で区分した。

(2) 分類手順

景観資源を分類する際、その判断材料として「説明文」、「写真」、「名称」がある。この3つの材料の有無等を考慮し、資源が何を指しているかを把握し、表 - 3 の項目に当てはめ分類を行った(写真及び説明文の有無については表 - 2 参照)。

まず、景観資源の「説明文」の有無を確認し、次に「写真」の有無を確認、最後に「名称」を確認という順番で判断材料を確認し分類した。この時、判断材料の有無により、判断をする過程が異なることから、①「説明文」「写真」「名称」で判断する、②「写真」「名称」で判断する、③「名称」で判断する、の3つの判断過程が存在した。

また、説明文や写真など掲載されている情報が少ない③やこれらでは判断しかねる場合、インターネットでの写真や記述、地図による把握、一部現地調査等から詳細を把握し分類を行い、

それでも判断しかねる場合、その他や不明とした。

(2) 分類結果

分類調査の結果をまとめたものが表 - 3、4 である。

まず、有形型が全体の 89.5% と圧倒的に多く、すべての区においても、賞全体の 60% 以上を有形型が占めているという結果であった。有形型の中でも、「大手町野村ビル」(景観まちづくり重要物

件)などの建築物等が 25.7%、「大京町・左門町の路地」(景観まちづくりガイドブック)などの道路が 15.6%、「福富川公園」(まちなみ景観賞)などのオープンスペース(以下OS)等が 15.7%と高い数値であった一方、自然・緑・水関連施設は 5.8%と低い数値であった。

また、小分類項目では、ポケットパーク・公園・緑地・庭園・植物園が、194 件(約 12%)と最も多く選定されており、次いで樹木と道路(並木道)の 127 件(約 7.9%)、神社・寺の 86 件(約 5.3%)であった。

無形型は全体の 163 件(約 10.1%)しか存在しておらず、社会的に人々の活動などの無形要素を含んだものが景観としてあまり認知されていないという現状であることが判明した。さらに、無形型で最も多く選定されていたのは、「アメヤ横丁」(地域景観資源リスト)などの商業集積空間の 76 件(約 4.7%)で、次に「王子神社の田楽舞」(景観百選)

などの建築物と伝統的な祭り・行事の 51 件(約 3.2%)が多く選定されていたが、それら以外の「打ち水絵巻」(美しい街並みフォト賞)等の道路とイベント、「大塚駅南口駅前緑化活動」(美しい街並みづくり賞)等の OS と地域活動、「文の京ロード・サポート播磨坂」(都市景観賞)などの道路と地域活動は、それぞれ 7 件(約 0.4%)、4 件(約 0.2%)、11 件(約 0.7%)と低い数値であった。

また、伝統的な祭り・行事に関連しているものは、59 件選定されており、これは無形型の約 36%(無形型の合計 163 件中)を占めており、無形要素として伝統的な祭り・行事が捉えられやすいといった結果であった。(表 - 4 参照)。

さらに、各賞ごとの特徴を分析した。この時、前述した制定年度が 15 年以上前の制度的に古いまちなみ景観賞(江東区)等の 4 つの賞とその他の賞では別々に分析を行った。

まず、制度的に古い 4 つの賞の特徴としては、全体的に

表 - 4. 景観資源の分類別個数

区名	景観資源名		有形型								無形型								その他	不明	合計		
			自然・緑・水関連施設	建築物・建造物・塔	道路	OS・SF・外構	有形十有形	眺望空間	複合空間(まちなみ・多種の複合)	合計	自然と伝統的な祭り・行事	建築物と伝統的な祭り・行事	道路と伝統的な祭り・行事	道路(並木道含む)とイベント	OSとイベント	道路と地域活動	OSと地域活動	商業集積空間(商店街・市場など)				合計	
北	景観百選	①※	個数	5	30	8	23	20	1	4	91	0	5	0	0	1	0	0	3	9	0	0	100
		%	5.0	30.0	8.0	23.0	20.0	1.0	4.0	91.0	0.0	5.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	3.0	9.0	0.0	0.0	100.0	
	景観賞	①※	個数	0	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
		%	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
江東	まちなみ景観賞	③※	個数	0	5	0	5	6	0	11	27	0	0	0	0	2	1	2	5	0	0	0	32
		%	0.0	15.6	0.0	15.6	18.8	0.0	34.4	84.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	3.1	6.3	15.6	0.0	0.0	0.0	100.0
	都市景観重要建造物	①※	個数	0	0	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
		%	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
新宿	景観まちづくりガイドブック	①※	個数	35	86	113	82	65	42	64	487	0	0	0	0	0	0	32	32	1	0	520	
		%	6.7	16.5	21.7	15.8	12.5	8.1	12.3	93.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.2	6.2	0.2	0.0	100.0	
杉並	「まち」デザイン賞	①※	個数	3	30	1	5	9	0	0	48	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	50	
		%	6.0	60.0	2.0	10.0	18.0	0.0	0.0	96.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.0	0.0	0.0	4.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
世田谷	地域風景資産	①※	個数	8	6	3	9	20	6	11	63	0	0	1	0	0	0	1	2	0	0	65	
		%	12.3	9.2	4.6	13.8	30.8	9.2	16.9	96.9	0.0	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	1.5	3.1	0.0	0.0	0.0	100.0	
	せたがや百景	③※	個数	12	17	4	15	19	2	18	87	1	5	3	2	0	0	2	13	0	0	100	
		%	12.0	17.0	4.0	15.0	19.0	2.0	18.0	87.0	1.0	5.0	3.0	2.0	0.0	0.0	2.0	13.0	0.0	0.0	100.0		
台東	思い出の景観30選	②※	個数	1	9	1	5	1	0	2	19	1	4	0	1	1	0	4	11	0	0	30	
		%	3.3	30.0	3.3	16.7	3.3	0.0	6.7	63.3	3.3	13.3	0.0	3.3	3.3	0.0	0.0	13.3	36.7	0.0	0.0	100.0	
	地域景観資源リスト	③※	個数	18	119	51	87	64	4	13	356	1	31	1	2	4	0	20	59	0	2	417	
		%	4.3	28.5	12.2	20.9	15.3	1.0	3.1	85.4	0.2	7.4	0.2	0.5	1.0	0.0	4.8	14.1	0.0	0.5	100.0		
千代田	景観まちづくり重要物件	②※	個数	0	42	20	0	2	0	0	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	
		%	0.0	65.6	31.3	0.0	3.1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
豊島	アメニティ資源リスト	③※	個数	8	60	45	19	14	0	13	159	0	6	0	1	0	0	12	19	0	3	181	
		%	4.4	33.1	24.9	10.5	7.7	0.0	7.2	87.8	0.0	3.3	0.0	0.6	0.0	0.0	6.6	10.5	0.0	1.7	100.0		
	②※	個数	0	2	0	0	7	0	1	10	0	0	0	0	1	1	0	2	0	0	12		
	美しい街並みづくり賞	%	0.0	16.7	0.0	0.0	58.3	0.0	8.3	83.3	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	8.3	0.0	16.7	0.0	0.0	100.0		
		②※	個数	2	1	0	2	2	1	1	9	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	10	
	美しい街並みフォト賞	%	20.0	10.0	0.0	20.0	20.0	10.0	10.0	90.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
		①※	個数	1	4	2	1	5	2	2	17	0	0	0	0	0	6	2	0	8	0	0	25
文京	都市景観賞	%	4.0	16.0	8.0	4.0	20.0	8.0	8.0	68.0	0.0	0.0	0.0	0.0	24.0	8.0	0.0	32.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
		①※	個数	93	418	252	253	234	58	140	1448	3	51	5	7	6	11	4	76	163	1	5	1617
合計			%	5.8	25.9	15.6	15.6	14.5	3.6	8.7	89.5	0.2	3.2	0.3	0.4	0.4	0.7	4.7	10.1	0.1	0.3	100.0	

※分類の判断過程①、②、③の事を指す。

数値の分布が似ていた。またさらに詳細なものとしては、地域景観資源リスト(台東区)やアメニティ資源リスト(豊島区)などに見られるように、有形型の中でも特に建築物等の割合が高く、建築物と伝統的な祭り・行事の全体の約 82.3%(51 件中の 42 件)、商業集積空間の全体の約 47.3%(76 件中の 36 件)を占めるなどの特徴が見られた。また、これら 4 つの無形型の平均は約 13.1%で、これは全体の平均の 10.1%を上回っていた。要因としては、当時は、現在よりもまだ商店街の活気や祭りの賑わいなどが多く存在しており、人々の目につきやすかった事が数値に表れているのではないかと考えられる。

次に比較的最近の制度による資源の特徴としては、突出した項目に焦点を当てた制度が現れたことが挙げられる。例えば、景観賞(北区)は、建築物の項目のみで 100%、都市景観重要建造物(江東区)は、道路の項目のみで 100%、景観まちづくり重要物件(千代田区)は、建築物等の有形型の項目のみで 100%といった数値であった。要因として、制度的に古い 4 つの賞の時代に比べ、こうした人目に付きやすい地域の歴史や景観を残す建築物等の消失がさらに進んでおり、地域の中で価値がさらに高まっていったことからこのような賞が生まれたのではないかと考えられる。

また台東区の 2 つの賞(思い出の景観 30 選及び地域景観資源リスト)で、伝統的な祭り・行事を含むものが約 59.3%(59 件中 35 件選定)を占めるなど、数値に特徴が見られた。考えられる要因としては、例えば台東区の場合、江戸時代の頃から、神社・仏閣が多く存在し、そこで多くの祭りが行われていたと言われており、そのような地域に存在する地域性が結果に影響したことが考えられる。さらに、景観資源のコンセプトに具体例を明記していたこと、景観資源を選定する際の手続きの方法についても関係性があるのではと考えられる。そこで、本研究では以下に分類結果とコンセプト及び選定方法との関係性について述べていく。

表 - 5. 選定タイプと関連者の関係

	タイプA	タイプB	タイプC
1.推薦	区民※1	区民※1	区民※1
↓			
2.選考	区民※1 審議会※2	区民※1	区民※1
↓			
3.承認	区民※1 審議会※2 区※3	審議会※2	区※3
	タイプD	タイプE	タイプF
1.推薦	区民※1	審議会※2	大学等※4
↓			
2.選考	審議会※2	審議会※2	大学等※4
↓			
3.承認	審議会※2	審議会※2	審議会※2

注(表 - 5)

- 1) 区民…区と関わりのある全ての関係者 3) 区…区役所の職員を指す
 2) 審議会等…景観審議会及び選定のための 4) 大学等…大学又は専門業者を指す
 選考委員会を含む機関

(3) 景観資源のコンセプトと分類結果の関係性

次に、各賞における景観資源のコンセプトとの関係性を見てみる。コンセプトで建築物など有形型を中心に定義していた都市景観重要建造物(江東区)、景観まちづくり重要物件(千代田区)、景観賞(北区)は、コンセプト通り有形型景観資源しか選定されていなかった(表-4参照)。

また、コンセプトで無形型を明示していた制度では、必ず無形型の景観資源が選定されていた。例えば、コンセプトに地域活動を掲げる「まち」デザイン賞(杉並区)では、道路と地域活動として「つぼみ会」、商店街の賑わいなどを掲げる地域風景資産(世田谷区)では、商業集積空間の「元気でやさしい松陰神社通り」などである。

しかし、景観まちづくりガイドブックはコンセプトで「歴史や伝統」と掲げていたが、伝統的な祭り・行事には 1 つも分類されていなかった(表-2、4参照)。

結果として、コンセプトに有形型のみが掲げられているものは 100%有形型が選定されていた。一方、無形型を掲げているものも、無形型が必ず選定されていたが、コンセプトに無形型を掲げている中で、都市景観賞約 32%、のように高い割合を示すものもあれば、「まち」デザイン賞約 4.0%のように低いものも存在した(表-4参照)。

4. 景観資源の選定方法

(1) 選定プロセス

景観資源の分類と選定方法の関係性について考える為、選定方法について分析した。

景観資源選定では、一般的に選定プロセスを 4 段階に区分することができる。段階 1「推薦」、段階 2「選考」、段階 3「承認」である。段階 1「推薦」は、景観資源の候補として推薦したいものを、ハガキ等を用いて推薦するもので、段階 2「選考」は、票又は実地調査を行い資源の選定を行うもので、段階 3「承認」は、選定された景観資源を承認し決定を行うことである。

(2) 選定プロセスと関係主体の関わり

次に、選定プロセスと関係主体に着目し、

表 - 6. 選定プロセス及びタイプ一覧

区名	景観資源名	タイプ
北	景観百選	B
	景観賞	B
江東	まちなみ景観賞	D
	都市景観重要建造物	E
新宿	景観まちづくりガイドブック	F
杉並	「まち」デザイン賞	D
世田谷	地域風景資産	A
	せたがや百景	B
台東	思い出の景観 30 選	C
	地域景観資源リスト	F
千代田	景観まちづくり重要物件	E
豊島	アメニティ資源マップ	F
	美しい街並みづくり賞	D
	美しい街並みフォト賞	D
文京	都市景観賞	D

※表中のタイプは、下記のタイプ A~F とリンクする

プロセスを分類した。結果、段階1～3において区民が参加し選定を行う区民参加型(タイプ A,B,C,D)、審議会や大学等の専門機関が行う非区民参加型(タイプ E, F)の2タイプに分けられた。

(I) 区民参加型

「タイプ A」は、区民が推薦し、さらに専門的な講座等を受けた区民が区職員及び審議会と共に選考及び承認を行う。該当するものは世田谷区地域風景資産である。「タイプ B」は、まず区民から推薦したい資源を募り、それらを明示し、その中から区民投票を行い審議会が承認を行う。該当するものは、北区景観百選など全部で3つある。「タイプ C」は、区民推薦がそのまま投票となる為、推薦と選考プロセスを同時に行う。該当するものは、台東区思い出の景観30選である。「タイプ D」は、推薦のみ区民が参加し、推薦された資源からまち歩き等の協議を通して審議会が選考及び承認を行う。該当するものは杉並区「まち」デザイン賞など全部で5つある(表 - 6 参照)。

(II) 非区民参加型

「タイプ E」は、ある条件を満たす建築物を区職員又は審議会が候補として推薦し、まち歩き等の協議から審議会が選考及び承認を行う方法である。該当するものは江東区都市景観重要建造物など全部で2つある。「タイプ F」は、区が委託した大学又は専門機関等が、区が提示する条件を満たす景観を候補として推薦、選考を行い、調査結果から審議会が承認を行う。該当するものは新宿区景観まちづくりガイドブックなど全部で3つある(表 - 6 参照)。

(3) 選定プロセス及び各タイプの特徴

まず、区民参加型であるタイプ A から D までの合計が 10、非区民参加型のタイプ E、F が該当数 5 と、全体の 7 割近くの方法で、区民が何らかの形で関わっているということが判明した。また、制度的に古いまちなみ景観賞(江東区)等の 4 つの賞は、区民参加型、非区民参加型共に 2 であるのに対し、それ以外の制度は区民参加型が 8、非区民参加型が 3 と区民参加型が約 72.7% 占め、比較的最近の制度の方が、区民参加が行われているということがわかった。さらに、区民の関わり方として最も多かったのが、段階 1「推薦」で、区民参加型のタイプ A から D までの全てで、区民は「推薦」に参加していた。また、区民参加型のうち段階 3「選考」及び「推薦」のみに参加するのが 50% であった。要因としては、ハガキや投票等で簡単に推薦や選考に参加できるからではないかと考えられる。

次にタイプ別の特徴としては、区民参加型のタイプ A は、多くの過程で区民が参加できる仕組みであり、区民の意見が直接反映されやすく、区民の主体的な活動と、役割や責任を求めるものである。タイプ B 及び C は、投票制度を採用しており、市民の幅広い意見を集約できるが、広報を徹底し周知する必要がある。タイプ D は、区民が身近な景観資源を推薦するが、選考や承認の過程では審議会が関与しており、市民と審議会によって選出を行うものである。

非区民参加型は、政策的、専門的な観点のもと選定されるが、住民意識の反映や周辺への意識啓発が行われにくいという問題がある。

(4) 選定プロセス及び関係主体と分類の関係性

関係主体と分類との関係性にはっきりとした特徴は現れなかった。しかし、区民参加型により選定された無形型の景観資源は約 32.5%(163 件中の 53 件)、区民参加型により選定された無形型の景観資源の割合は約 12.3%(区民参加型により選定された景観資源の合計 431 件中の 53 件)であり、非区民参加型により選定された無形型の景観資源は約 67.5%(163 件中の 110 件)、非区民参加型により選定された無形型の景観資源の割合は約 9.3%(非区民参加型により選定された景観資源の合計 1186 件中の 110 件)であった。

以上のことから、無形型の景観資源の選定数としては非区民参加型の方が無形型を多く選定していたが、選定される割合として、区民参加型の方が多いという特徴がでた。考えられる要因としては、区民参加型の方がコンセプトで無形型を明記していたものが多かったこと(区民参加型 10 のうち該当数 6、非区民参加型 5 のうち該当数 2)や地域活動に関する無形型の景観資源は全て区民参加型(タイプ D)により選定されていることから、公園や道路の緑化活動などは普段から生活している住民であるからこそ気づき、重要な資源であると捉えるのではないかと考えられる。

さらに、タイプ D に着目すると、タイプ D により無形型の景観資源が選定された割合は約 14% あり、全体の平均の 10.1% を上回っていた。考えられる要因として、タイプ D は区民と景観審議会または景観審議会メンバーを含む専門家から構成される特別選考委員会が関係主体であり、選考委員会のメンバー構成が分野に特化した構成ではなく、景観、建築、都市計画、区職員のほか、地域と関わりのある作家、芸術家など様々な専門家によって構成されており、多様な視点から選考が行われた結果、無形要素を含んだものも景観資源として捉えられたのではないかと。

またタイプ F で選定された無形型の資源として、商業集積空間の数値が 76 件中 64 件(約 84.2%) と特に高いという特徴がでた。考えられる要因としては、タイプ F の場合、選定主体が大学や審議会等の来街者であり、一種の外来者の視点から商店街のように住民にとっては身近すぎて気づかないようなものを重要な資源として捉えることができるのではないかと。

5. 選定後の保全管理実態と行政支援策の現状

(1) 選定後の保全管理実態と問題

選定後の保全管理を義務化している資源は、景観まちづくり重要物件(千代田区)、都市景観重要建造物(江東区)の 2 つであった。保全管理の義務化とは、保全の為に必要な措置を行うことを義務とすることで、外観の修繕、消火器等の防災上の措置、緑の伐採などである。この 2 つの資源は、非区民参加型により選定された有形型の景観資源であり、

所有者の同意を得た上で区に指定される為、条例で管理基準や修繕、補修に関する行政支援も細かく定められている。

それ以外の資源は選定の目的を区民に対する景観啓発活動の1つとして捉え行っているという背景があり、景観資源を選定する条件として管理方法や管理の義務化を定めてはならず、結果、景観百選(北区)は、選定時(平成10年)は100あった景観資源が、現在(平成22年)97になるなど、開発などにより景観資源が消滅するといった問題も発生している。つまり、それ以外の区民に大切であると認識された景観資源は、選定だけで役割が終わっていた。

また管理主体に焦点を当てると、一部の景観資源を管理する為に景観まちづくり団体の制度を活用し管理している区は、江東区、世田谷区の2つであった(表-7参照)。

例えば江東区では、景観まちづくり団体が、都市景観重要建造物の1つである万年橋の周辺において、花を植えるなどの植栽の管理活動を区からの支援を受けて行い、地域風景資産(世田谷)は、景観資源の推薦者と、推薦者をサポートし共に活動を行うサポーターと呼ばれる住民を活動人とし、推薦者はサポーターと共に地域風景資産を生かした活動及びその活動計画を示した風景づくりプランを作成し、選定後、プランに沿った運用を行っている。

それ以外の区では、公共施設の場合は区、建築物の場合は所有者、道路、公園及び自然等の場合は、市民団体や公園愛護会、自然愛護会などが個別に管理活動を行なっていると考えられ、景観資源として認知して行われているわけではないと考えられる。

表-7. 保全実態及び景観条例における行政支援策

区名	景観資源名	景観資源の保全に関する規定		景観全般の支援策									
		景観資源の保全規定	保全管理者の規定	財政					意識啓発・PR				
				景観重要建造物	景観まちづくり団体	景観協定	区報	冊子	H P	景観シンポジウム	ワークショップ	その他のイベント	
北	景観百選	×	▲	▲	▲	○	○	○	○	×	×	×	
	景観賞	×	▲	▲	▲	○	○	○	○	×	×	×	
江東	まちなみ景観賞	×	▲	×	▲	○	×	○	×	×	×		
	都市景観重要建造物	■	◎	▲	◎	○	×	○	×	×	×		
新宿	景観まちづくりガイドブック	×	×	▲	×	▲	○	○	×	×	×		
杉並	「まち」デザイン賞	×	▲	▲	×	▲	○	○	○	○	×		
世田谷	地域風景資産	□	◎	▲	◎	◎	○	○	○	○	○		
	せたがや百景	×	◎	▲	◎	◎	○	○	○	○	○		
台東	思い出の景観30選	×	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○		
	地域景観資源リスト	×	▲	▲	▲	◎	○	○	×	○	○		
千代田	景観まちづくり重要物件	■	▲	◎	▲	○	×	○	×	×	×		
豊島	アメニティ資源マップ	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×		
	美しい街並みづくり賞	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×		
	美しい街並みフォト賞	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×		
文京	都市景観賞	×	×	▲	×	×	○	○	○	×	×		

注(表-7)

- : 義務化 □: 義務ではないが活動
 ◎: 条文記載あり・支援実績あり ▲: 条文記載あり・支援実績なし
 ○: 行っている ×: 行っていない
- 助成金支援: 景観条例に記載されているもの
- 意識啓発・PR 支援: 条例に基づき行われる支援策

(2) 選定後の行政支援策の現状

景観条例に基づく行政支援策としては補助金支援、意識啓発・PR 支援に分ける事ができる。助成金支援は、景観重要建造物への修繕費等、景観まちづくり団体への活動費用、景観協定締結者への景観形成に関する活動費用支援があたる。意識啓発・PR 支援は、景観資源関連の冊子作成、配布、景観シンポジウム等のイベント開催のことを指す。

活用例として、景観まちづくり重要物件(千代田区)では、外観における修繕費用の1/2(500万円まで)を補助、都市景観重要建造物である万年橋(江東区)周辺では、植栽等の管理活動を行う景観形成区民団体に、年3回、一事業につき10万円を限度に支援されているが、これらのほとんどが有形型の景観資源における支援策というのが現状であった。

また意識啓発・PR では、冊子や区報等による報告は多く行われているが、景観シンポジウム等の開催に関しては、各区でばらつきがあった(表-7参照)。

この結果から景観制度における行政支援策だけでは、景観資源の保全策として十分ではないと考えられた。

6. まとめ・考察

研究結果から、有形型は景観資源の約89.5%を占め、全体の4分の1は建築物等であり、都市の景観における建物の重要性が改めて認識された。併せて道路やオープンスペース等を合わせると30%程度であり、公共空間の重要性も確認できた。また、有形と有形の組み合わせや、複合空間や眺望空間など、単体同士の関係性や位置関係・並びを意識した景観資源は26%程度存在し、相互の関係性が重要である。一方、無形型は約10.8%しか分類されておらず、景観として社会的にあまり認知されていないという結果であった。さらに、区や賞ごとに、選定期間、地域性、コンセプト、選定プロセスやその選定に関わる関係主体等との関連性について分析を行った。

まずは、無形型が多く選定されるケースでは、景観資源のコンセプトの内容や表記に無形を含めており、当然のことながらコンセプトの設定内容が重要であるといえる。景観資源のコンセプトで有形のみを掲げたケースでは、100%有形のみが選定され、地域活動や祭りなど具体的な言葉で無形を掲げたケースでは無形型が多く選定されるといった結果であった。景観は、一般市民にとっても定義が難しいと考えられるので、幅広く多岐にわたる景観資源を、コンセプト中で住民がイメージしやすい具体的な言葉で例示することが重要である。

次に、選定プロセスと関係主体については、タイプE、Fによる行政や外部に委託する選定方法では、有形型が比較的多く選定された一方で、タイプDのように、住民と専門家の連携による選定方法は無形型を多く選定している。地域活動や祭りなど、活動時期が特定されるものは、常に地元にいる住民でなければ気づきにくい一方で、商業集積空間は、タイプFのように外部により多く選定されていた。このように選定にあたっては、推薦段階においては、住民

の日常的で継続的な視点や郷土意識に基づく評価と、外部の客観的な目や多様な視点からの評価も加え、選考段階においては、景観、都市計画、地域と関わりのある作家、芸術家など様々な専門家によって、多様な視点から客観的な選考を行うことで、多様な地元の価値を景観資源に集約することが可能になると言える。

景観資源の保全に関しては、現在の景観条例に基づく行政支援の中で、景観として直接支援を実績があるのは、景観まちづくり重要物件(千代田区)、地域景観資源リスト(台東区)の一部のみであった。また景観資源の保全管理者に対し、支援実績があるものは都市景観重要建造物(江東区)、地域風景資産、せたがや百景(ともに世田谷区)であった。それ以外の景観資源は、現在の景観条例に基づく行政支援を受けてはおらず、また保全を義務としていないため、景観資源によっては、その後の開発等により消滅してしまったものも存在した。つまり、支援策を受けていないその他の住民に大切であると認識された景観資源は、選定だけで役割が終わっているのが現状である。

最後に、地域特有の多様な景観資源を残す方法として、まずはその地域における景観とはどういったものなのかを具体的に明示し、その上で子供から高齢者まで様々な住民、さらに来街者、専門家、街歩きの好きな人々、行政、外部機関等の多様な視点からの評価及び選定を行い、それらを共通財産として認識できるプロセスが必要である。さらに今後は、景観資源を多くの人々が容易に共有できるような可視化のための工夫や、管理・保全の仕組み作りが必要である。その為には、行政支援の充実だけでなく、地域風景資産(世田谷区)のように、景観資源の保全に自主的に動く活動人と、それをみんなで支えていくサポーター制度のように、景観を「選ぶ」だけでなく「守る」へと変化させ、その担い手を増やしていくような仕組みづくりを行うことが今後の地域特有の景観資源の保全には必要であると考えられる。

【参考文献】

- 1) 荻千紘 藤田忍(2007年)、「景観表彰事業における市民参加の研究」、建築学会学術大会講演梗概集F-1, p. 987-988
- 2) 神原佑介 江本晃美 大貝彰 谷口豊 谷武(2007年)「景観条例等に基づく街並み景観整備の実態とその問題(その2)」, 建築学会学術大会講演梗概集F-1, p. 125-126
- 3) 神原佑介 江本晃美 大貝彰 谷口豊 谷武(2007年)「景観条例等に基づく街並み景観整備の実態とその問題(その2)」, 建築学会学術大会講演梗概集F-1, p. 127-128
- 4) 小浦久子(2008年)、「文化的景観の計画課題：景観計画における位置づけと重要文化的景観」、建築学会学術大会講演梗概集E-2, p. 459-462
- 5) 永瀬節治 中島伸 中島直人 野原卓(2007年)、「新宿区における景観構造圏の作成を通じたエリア別景観特性の抽出—一般的な市街地の景観調査手法に関する実証的研究—」, 建築学会学術大会講演梗概集F-1, p. 123-124
- 6) 松浦理子 加我宏之 増田昇 下村泰彦(2000年)、「「住みやすいまち」と「訪れたいまち」としての魅力から捉えた生活者と来訪者の景観評価に関する一致点と相違点—滋賀県長浜市を事例として—」, 都市計画学会学術研究論文集, p. 805~810
- 7) 岡田雅代 永井ふみ 千葉晋也(2008年)、「世田谷区地域風景資産を中心とした日常的な活動による生活景の創造：船橋小径の会による空間的ひろがり」と地域コミュニティとの関わり」, 日本建築学会学術大会講演梗概集F-1, p. 691-694
- 8) (社)日本建築学会(2009年)、「生活景 身近な景観価値の発見とまちづくり」学芸出版社